

## 2 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則

(昭和 45 年 5 月 30 日規則第 62 号)

(趣旨)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく開発行為等の規制に関する手続等については、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(事務の委任)

第 2 条 都市計画法（以下「法」という。）、都市計画法施行令（以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（以下「省令」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所のある所管区域内において行われる開発行為等の規制に関する次に掲げる事務（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内において行われるものを除く。）は、土木事務所長に委任する。この場合において、開発行為等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が 2 以上あるときは、当該開発行為等が行われる区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長の長に委任する。

- (1) 法第 29 条の規定により開発行為を許可すること。
- (2) 法第 34 条第 13 号の規定により既存の権利者の届出を受理すること。
- (3) 法第 34 条第 14 号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により開発審査会の議を経ること。
- (4) 法第 34 条の 2 第 1 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により国の機関又は都道府県等と協議すること。
- (5) 法第 35 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更を許可すること。
- (6) 法第 35 条の 2 第 3 項の規定により開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。
- (7) 法第 36 条第 1 項の規定により工事の完了の届出を受理すること。
- (8) 法第 36 条第 2 項の規定により工事を検査し、及び検査済証を交付すること。
- (9) 法第 37 条第 1 号の規定により建築制限等を解除すること。
- (10) 法第 38 条の規定により開発行為に関する工事の廃止の届出を受理すること。
- (11) 法第 41 条第 1 項（法第 34 条の 2 第 2 項及び法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の建ぺい率等を指定すること。
- (12) 法第 41 条第 2 項ただし書（法第 34 条の 2 第 2 項及び法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、法第 42 条第 1 項ただし書及び法第 43 条第 1 項の規定により建築等を許可すること。
- (13) 法第 42 条第 2 項の規定により国の機関と協議すること。
- (14) 法第 43 条第 3 項の規定により国の機関又は都道府県等と協議すること。
- (15) 法第 45 条の規定により許可に基づく地位の承継を承認すること。
- (16) 法第 46 条の規定により登録簿を調製し、及び保管すること。
- (17) 法第 47 条第 1 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）から第 5 項まで（法第 34 条の 2 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により登録簿に登録し、付記し、及び修正を加え、並びに登録簿を閲覧に供するように保管し、及びその写しを交付すること。
- (18) 法第 80 条第 1 項の規定により報告及び資料の提出を求め、並びに勧告及び助言をすること。
- (19) 法第 81 条第 1 項の規定により許可の取消し等の監督処分をすること。
- (20) 法第 81 条第 3 項の規定により同条第 1 項の規定による命令をした旨を公示すること。
- (21) 法第 82 条第 1 項の規定により土地に立ち入り、当該土地等を検査すること。
- (22) 政令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により開発審査会の議を経ること。
- (23) 省令第 37 条の規定により登録簿を閉鎖すること。
- (24) 省令第 60 条の規定により書面を交付すること。

(設計説明書の様式等)

第 3 条 省令第 16 条第 2 項に規定する設計説明書は、第 1 号様式によるもの及び実測図に基づく開発

区域内の公共施設の新旧対照図とする。

(開発行為の施行等の同意書の様式)

第4条 省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類は、第2号様式とする。

(設計者の資格に関する申告書の様式)

第5条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類は、第3号様式とする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第6条 法第30条第1項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、申請に係る開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合には第6号及び第7号に掲げる書類を、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)である場合には第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類を、その他の開発行為である場合には第3号及び第4号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 当該開発区域の土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (2) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (3) 設計概要書(第4号様式)
- (4) 実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図
- (5) 土地利用面積表
- (6) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第5号様式)
- (7) 工事施行者の能力に関する申告書(第6号様式)
- (8) その他土木事務所長(鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内においては知事。以下同じ。)が必要と認める書類

(法第34条第13号の規定による届出)

第7条 法第34条第13号の規定による届出は、都市計画法第34条第13号の規定による届出書(第7号様式)により行うものとする。

(開発行為変更許可申請書の様式等)

第8条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、第7号様式の2とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 第6条各号に掲げる図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更となるもの
- (2) その他土木事務所長が必要と認める図書

(開発行為の変更届出)

第8条の2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書(第7号様式の3)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 省令第28条の4第1号に規定する予定建築物等の敷地の形状の変更にあつては、その内容を明示した図面
- (2) その他土木事務所長が必要と認める図書

(建築制限解除の承認の申請)

第8条の3 法第37条第1号後段の規定により承認を受けようとする者は、建築制限解除承認申請書(第7号様式の4)に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

- (1) 概要説明書(第7号様式の5)
- (2) 土地利用計画図(当該解除申請に係る建築物の位置を明示したもの)
- (3) 案内図
- (4) 配置図
- (5) 建築物平面図
- (6) その他土木事務所長が必要と認める書類

(工事着手の届出)

第9条 法第29条の許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、直ちに工事着手

届（第8号様式）により土木事務所長に届け出なければならない。

（工事完了届出書等の添付図書）

第10条 省令第29条の工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書には、工事完了図又は公共施設工事完了図のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、次に掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (2) 当該開発区域内の土地の地番目録

2 前項の工事完了図及び公共施設工事完了図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
工事完了図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	500分の1以上
公共施設工事完了図	当該公共施設の位置及び形状	500分の1以上

（工事完了公告の方法）

第11条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、神奈川県公報に登載することにより行なうものとする。

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第12条 省令第32条の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添えなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置
- (2) 廃止時における当該土地の状況

（市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請）

第13条 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（第9号様式）に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

- (1) 建築物（等）概要書（第10号様式）
- (2) 付近見取図（方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示すること。）
- (3) 敷地現況図（敷地の境界及び建築物の位置を明示すること。）
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図（許可の申請が建築物の高さに係る場合に限る。）
- (6) その他土木事務所長が必要と認める書類

（予定建築物等以外の建築等の許可の申請）

第14条 法第42条第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第11号様式）に前条各号に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

（建築物等の新築等の許可申請書の添付図書）

第15条 省令第34条第1項の申請書には、第13条第1号、第4号及び第5号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 当該敷地に係る土地の登記事項証明書
- (2) 当該敷地に係る土地の公図の写し
- (3) その他土木事務所長が必要と認める書類

（許可に基づく地位の承継の届出）

第16条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、遅滞なく地位承継届（第12号様式）に当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添えて土木事務所長に届け出なければならない。

(許可に基づく地位の承継の承認申請)

第 16 条の 2 法第 45 条の規定により承認を受けようとする者は、開発許可承継承認申請書 (第 12 号様式の 2) に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書 (第 5 号様式)
- (2) 権原を取得したことを証する書類
- (3) 工事の施行状況に関する書類
- (4) 開発区域位置図
- (5) その他土木事務所長が必要と認める書類

(開発登録簿の調書の様式)

第 17 条 省令第 36 条第 1 項に規定する開発登録簿の調書は、第 13 号様式とする。

(工事施行状況の報告書の提出等)

第 18 条 法第 29 条又は法第 35 条の 2 第 1 項の許可を受けた開発行為及び法第 35 条の 2 第 3 項の届出に係る開発行為に関する工事の施行者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、速やかに次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を土木事務所長に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
表土の保全工事	保全の状況
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
切土又は盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 切土又は盛土をする場合における排水施設の状況 3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留 (以下「地滑り抑止ぐい等」という。) の設置、土の置換えその他の措置 4 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
道路工事	道路を舗装する場合における舗装工事開始前の当該道路の状況
貯水施設工事	1 根切りを完了したときの状況 2 底版又は床版の配筋
土木事務所長が指定する工事	土木事務所長が必要と認め、指定する工程

2 前項の工事施行者は、同項の表に掲げる工事のうち、土木事務所長が指定する工事については、その指定した工程に達する日の 2 日前までにその工程に達する旨を土木事務所長に届け出なければならない。

(開発許可済等の標識の掲示)

第 19 条 法第 29 条の許可 (以下「開発許可」という。) を受けた者は、当該開発区域の主要な取付道路の付近その他の工事現場の見やすい場所に、開発許可済の標識 (第 14 号様式) を土木事務所長が指示する期間掲示しておかななければならない。

2 法第 43 条第 1 項の許可 (以下「建築等許可」という。) を受けた者は、当該許可に係る建築等の工事現場の見やすい場所に、建築等許可済の標識 (第 14 号様式の 2) を当該工事が完了するまでの期間掲示しておかななければならない。



- 3 前項に規定するものを除き、この規則の施行前に行われた申請その他の行為で、この規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。
- 附 則（昭和63年2月23日規則第4号）
- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県県央地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後厚木市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、厚木市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 附 則（昭和63年6月7日規則第42号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年3月31日規則第55号）
- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県県央地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後大和市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、大和市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 附 則（平成3年3月1日規則第7号）
- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の規定（中略）に基づき現に知事又は神奈川県湘南地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後秦野市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、秦野市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 附 則（平成5年3月31日規則第40号）
- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事に対して行われている申請その他の行為でこの規則の施行の日以後地区行政センター所長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、地区行政センター所長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 附 則（平成5年5月28日規則第64号）
- この規則は、平成5年6月25日から施行する。
- 附 則（平成5年6月25日規則第69号）
- （施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等についての第1条の規定による改正後の神奈川県宅地造成等規制法施行細則（以下「改正後の宅地造成規則」という。）第1条第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる事務は、改正後の宅地造成規則第1条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。
- 3 この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の宅地造成規則第1条第1項の規定により横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等についての第2条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（以下「改正後の開発行為の規制に関する規則」という。）第2条第1項第4号から第10号まで、第12号（都市計画法第41条第2項ただし書の規定により建築等を許可する部分に限る。）、第15号から第21号までに掲げる事務は、改正後の開発行為の規制に関する規則第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。
- 5 この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の開発行為の規制に関する規則第2条第1項の規定により横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ヶ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ヶ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 6 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 附 則（平成6年9月30日規則第154号）
- この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 附 則（平成7年3月31日規則第58号）
- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 附 則（平成8年3月19日規則第10号）
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則（平成8年3月29日規則第45号）
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則（平成9年3月31日規則第77号）
- （施行期日）
- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前に第1条から第4条までに規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定によりなされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において土木事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。
- 3 第3条の規定による改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 附 則（平成12年3月31日規則第107号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。
  - 附 則（平成12年10月31日規則第142号）  
この規則は、平成12年11月1日から施行する。
  - 附 則（平成12年12月19日規則第153号）  
この規則は、平成13年1月6日から施行する。
  - 附 則（平成13年3月23日規則第16号）  
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
  - 附 則（平成13年5月15日規則第89号）
- 1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）附則第6条第2項に規定する確認に関する事務（鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市及び厚木市の区域内において行われるものを除く。）は、土木事務所長に委任する。
  - 附 則（平成13年10月19日規則第121号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
  - 附 則（平成14年2月22日規則第9号）  
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
  - 附 則（平成15年3月20日規則第30号）  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第16号様式（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。
  - 附 則（平成17年3月25日規則第38号）  
この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則（平成19年11月30日規則第114号）  
この規則は、公布の日から施行する。
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
  - 附 則（平成24年5月11日規則第63号）
- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定及び第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条に1号を加える改正規定の施行の日前に知事に対してなされた都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の申請（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内において行われたものを除く。）で、第2条に1号を加える改正規定の施行の際まだその処理がなされていないものは、同日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請とみなす。
- 3 改正後の第18条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項に規定する申請を行い、同法第29条の許可を受けた開発行為（当該許可を受けた後に同法第35条の2第1項の許可を受けたもの及び同法第35条の2第3項に規定する届出に係るものを含む。）に関する工事の施行者について適用する。

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
設 計 説 明 書

設計の方針								
工区計画	工区の名称		工 区 面 積		着手予定年月日		完了予定年月日	
			m <sup>2</sup>					
開土発地区の域内現況	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域		地域地区	用 途 地 域		その他の地域地区	
		<input type="checkbox"/> 市街化調整区域						
	<input type="checkbox"/> その他の区域							
	地目別の概要			宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	その他
面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
比 率		%	%	%	%	%	100 %	
土地利用計画			宅地等用地	公共施設用地	公益的施設用地	その他の用地	計	
	面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比 率		%	%	%	%	100 %	
街区の定画	街 区 数		街区	最大街区面積	m <sup>2</sup>	街区最長辺長	m	
	最大区画面積		m <sup>2</sup>	最小区画面積	m <sup>2</sup>	平均区画面積	m <sup>2</sup>	
	予定建築物等の用途					そ の 他	計	
	区 画 数 (戸数)							
公共施設用地の内訳			道路用地	公園用地	排水施設用地	その他の用地	計	
	面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	開発区域の面積に対する比率		%	%	%	%	%	
公益的施設用地の内訳	名 称					その他の用地	計	
	面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	開発区域の面積に対する比率		%	%	%	%	%	

備考1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入してください。

2 区画数欄には、予定建築物の用途が住宅の場合は、住宅の戸数を括弧書きで記入してください。

3 公益的施設用地の内訳の欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店舗等を記入してください。

第1号様式付表1（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

従前の公共施設一覧表						従前の公共施設の有無		有	無
従前の公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止、付替え、拡幅等の別	概要			管理者の名称	所有者の名称	摘要	
			幅員(管径)	延長	面積				
			m	m	m <sup>2</sup>				

- 備考 1 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。  
 2 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

第1号様式付表2（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

新設する公共施設一覧表					新設する公共施設の有無		有	無
新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概要			管理者となるべき者の名称	所有者となるべき者の名称	摘要	
		幅員(管径)	延長	面積				
		m	m	m <sup>2</sup>				

- 備考 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。  
 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。  
 3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。  
 4 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入してください。

第1号様式付表3 (第3条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

付替えに係る公共施設一覧表					付替えに係る公共施設の 有無	有 無
従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後における 従前の公共施設用地の 帰属	摘 要
名 称	新旧対 照図に 付した 番号	土地所有者 の名称	名 称	新旧対 照図に 付した 番号		

備考 1 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入してください。  
 2 付替えに係る公共施設の欄には、従前の公共施設に対応する新設の公共施設の名称及び番号を記入してください。

第2号様式 (第4条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住 所  
氏 名 殿

権利者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

私が権利を有する次の物件について開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。  
 なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があつても異議ありません。

物 件 の 種 類	所 在 及 び 地 番	面 積	権 利 の 種 別	摘 要
		m <sup>2</sup>		

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	地目	面積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要
			m <sup>2</sup>				

- 備考
- 1 物件の種類欄には、土地、建物等の種別を記入してください。
  - 2 権利の種類欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
  - 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えてください。
  - 4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

設計者 住 所  
 氏 名  
 年 月 日生  
 電話番号

次のとおり都市計画法第31条に規定する設計者の資格について申告します。

建築士法等 による資格	資 格 内 容		取 得 年 月 日		登 録 又 は 合 格 の 番 号	
	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 技術士（部門） <input type="checkbox"/> その他（ ）		年 月 日			
学 歴	学 校 の 名 称	学 部 及 び 学 科	所 在 地		修 業 年 限	
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在 職 期 間 （ 合 計 年 月 ）		
				年 月 から 年 月 まで		
				年 月 から 年 月 まで		
				年 月 から 年 月 まで		
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	工 事 施 行 場 所	面 積	許 認 可 の 番 号 及 び 年 月 日	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 号 日	
					第 年 月 号 日	
					第 年 月 号 日	
					第 年 月 号 日	
都市計画法施行規則第19条の該当資格 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号					イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

- 備考 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入してください。  
 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入してください。  
 3 都市計画法施行規則第19条に規定する資格を有することを証する書類を添えてください。

第4号様式（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
設 計 概 要 書

設計の方針										
工区計画		工区名称		工区面積		着手予定年月日		完了予定年月日		
				m <sup>2</sup>						
開発区域内の土地の現況	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域		地域地区	用途地域			その他の地域地区		
	地目別の概要			宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	合計	
		面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
比率		%	%	%	%	%	100%			
土地利用計画				宅地等用地	公共施設用地				その他の用地	合計
					道路用地	排水施設用地	その他の用地	小計		
		面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
比率		%	%	%	%	%	%	%	100%	
公共施設一覧表										
従前、新設の別	公共施設の名 称	新旧対照図に付した番号	廃止、替え、拡張等の別	概 要			管理者の名称	所有者の名称	摘 要	
				幅員(管径)	延長	面積				
				m	m	m <sup>2</sup>				

- 備考 1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入してください。
- 2 公共施設の所有者と管理者が異なる場合は、摘要の欄に所有者の名称を記入してください。
- 3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。

第5号様式（第6条、第16条の2関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住所  
氏名  
電話番号

都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	人 (うち土木建築関係技術者 人)					
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円			
主たる取引金融機関						
工事監理者の住所及び氏名						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着 工 了
					第 年 月 日 号	年 月 着 工 了
					第 年 月 日 号	年 月 着 工 了
					第 年 月 日 号	年 月 着 工 了
					第 年 月 日 号	年 月 着 工 了

- 備考 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。  
 (1) 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書  
 (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、履歴書）  
 (3) 財務諸表（直前の事業年度のもの）
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第6号様式（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
 工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

申請者 住 所  
 氏 名  
 電話番号  
 工事施行者 住 所  
 氏 名  
 電話番号

㊟

㊟

都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法 令 に よ る 登 録 等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴 ・ そ の 他	
			歳	年		
宅 等 施 行 経 歴 地 造 成 工 事	注 文 主 の 氏 名	元 請、下 請 の 別	工 事 施 行 場 所	面 積	許 認 可 年 月 日	完 了 年 月
				m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

- 備考 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所  
 の登録等について記入してください。  
 2 次に掲げる書類を添えてください。  
 (1) 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書  
 (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、履歴書）  
 (3) 事業経歴書  
 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第7号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
 都市計画法第34条第13号の規定による届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

届出者 住所  
 氏名 ④  
 電話番号

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり土地（土地の利用に関する所有権以外）の権利について届け出ます。

1	職業 (法人の場合は、業務内容)	
土地	2 所在及び地番	
	3 地目	農地転用の許可（届出） の年月日及び番号 年 月 日 第 号
	4 地積	m <sup>2</sup>
5	権利を有していた目的	
6	権利の種類及び内容	所有権 所有権以外の権利（ ）
7	その他必要事項	
※ 処理欄		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第7号様式の2（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
 開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の変更の許可を申請します。  
 年 月 日

神奈川県知事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

申請者 住所  
 氏名  
 電話番号

㊟

開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	m <sup>2</sup>
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの及びその他のものの別	
	法第35条の2第4項において準用する法第34条の該当号及び該当する理由	
	その他必要な事項	
開発許可の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 手数料欄		

- 備考
- ※印の欄には、記入しないでください。
  - 法第35条の2第4項において準用する法第34条の該当号及び該当する理由の欄には、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
  - その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。
  - 開発行為の変更の概要（その他必要な事項を除く。）の欄については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。
  - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第7号様式の3 (第8条の2関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)  
 開発行為変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
 (神奈川県 土木事務所長)

届出者 住 所  
 氏 名  
 電話番号 ㊟

都市計画法第35条の2第3項の規定により、次のとおり開発行為の許可事項の軽微な変更をしたので、届け出ます。

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の理由
- 3 開発許可の許可年月日及び番号

年 月 日 第 号

- 備考 1 変更に係る事項については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第7号様式の4 (第8条の3関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)  
 建築制限解除承認申請書

都市計画法第37条第1号後段の規定に基づく建築制限解除の承認を申請します。年 月 日

神奈川県知事 殿  
 (神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所  
 氏 名 ㊟

1 開発許可番号	年 月 日 第 号
2 開発許可を受けた者の住所氏名	
3 開発区域に含まれる地域の名称	
4 開発区域面積	平方メートル
5 工事完了予定年月日	年 月 日
6 申請する理由	
7 公共施設等の工事の現況	
8 申請区域の名称	
9 申請区域面積	平方メートル   建築物の棟数・戸数   棟 戸
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 条件欄	
※ 承認番号	年 月 日 第 号
※	

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 次の図書を添付してください。  
 (1)概要説明書 (2)土地利用計画図(3)案内図(4)配置図(5)建築物平面図(6)工程表
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第7号様式の5 (第8条の3関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)  
 概要説明書  
 建築主住所氏名

㊞

開発行為に関する工事が完了する以前に、建築行為を行う理由					
使用開始予定 年 月 日	年 月 日				
敷地の地名地番					
主要用途		構造			
敷地面積	平方メートル	建ぺい率	パーセント		
建築面積	平方メートル	容積率	パーセント		
延べ面積	平方メートル	最高の高さ	メートル		
建築物棟別概要 (一つの敷地に2棟以上建築する場合のみ記入してください。)					
棟番号	用途	構造	建築面積	延べ面積	最高の高さ
			平方メートル	平方メートル	メートル

備考 この用紙は区画ごとに別紙としてください。

工 事 着 手 届

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

届出者 住 所  
 氏 名  
 電話番号

（ 法人にあつては、所  
 在地、名称及び代表  
 者の氏名 ）

㊞

次のとおり開発行為に関する工事に着手したので、届け出ます。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事 施 行 者	住 所 電話番号
	氏 名
工 事 監 理 者	住 所 電話番号
	氏 名
	連 絡 場 所 電話番号
資格・免許等	
※ 処 理 欄	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第9号様式（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
建築物特例許可申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書（第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり建築物の許可を申請します。

1	開発許可(協議)の年月日及び番号	年	月	日	第	号
2	定められた制限の内容					
3	建築物の用途					
4	建築物を建築しようとする土地の所在及び地番					
5	許可を受ける具体的内容					
6	申請の内容					
※	受付の年月日及び番号	年	月	日	第	号
※	許可に付した条件					
※	許可の年月日及び番号	年	月	日	第	号
※		※ 手数料欄				

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第10号様式（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
建築物(等)概要書

主要用途		建ぺい率 %		容積率 %			
		建築面積 (築造面積)	延べ面積	敷地面積			
		申請部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
申請以外の部分							
合計				m <sup>2</sup>			
建築物(等)の棟別の概要							
棟番号	用途	工事種別	構造	階数	建築面積	延べ面積	最高の高さ
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m
備考							

第 11 号様式（第 14 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）  
 予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

申請者 住 所  
 氏 名  
 電話番号 ㊟

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり予定建築物等以外の建築物（特定工  
 作物）の新築（新設、 への改築、 への用途の変更）の許可を申請します。

1	開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
2	予 定 建 築 物 の 用 途	
3	土 地 の 所 在 及 び 地 番	
4	新築（新設）、改築又は用途の変更後の建築 物等の用途	
5	都市計画法第 34 条（第 35 条の 2 第 4 項にお いて準用する場合を含む。）の該当する号及 び理由	
6	新築（新設）、改築又は用途の変更の理由	
※	受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※	許可に付した条件	
※	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※		※ 手数料欄

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 12 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）  
 地 位 承 継 届

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

承継人 住 所  
 氏 名  
 電話番号 ㊟  
（法人にあつては、所  
 在地、名称及び代表  
 者の氏名）

都市計画法第 44 条の規定により、次のとおり開発（建築）許可に基づく地位を承継したので、届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人の住所及び氏名	
承 継 の 原 因	
承 継 年 月 日	年 月 日
	※ 処理欄

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 承継の原因が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記事項  
 証明書を添えてください。  
 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 12 号様式の 2 (第 16 条の 2 関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)  
 開 発 許 可 承 継 承 認 申 請 書

都市計画法第 45 条の規定により開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。 年 月 日		※手数料欄
神奈川県知事 殿 (神奈川県 土木事務所長)		
申請者住所 氏名 電話番号		㊟
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第	号
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 被 承 継 人 住 所 氏 名		
4 自己の居住又は自己の業務の用に 供するものその他のものの別		
5 工事を施行する権原の取得年月日	年 月 日	
6 工事着手予定年月日	年 月 日	
7 工事完了予定年月日	年 月 日	
8 工 事 の 現 況		
※受付番号	年 月 日	第 号
※承認番号	年 月 日	第 号
※		

- 備考
- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
  - 2 次の図書を添付してください。
    - (1) 申請者の資力・信用に関する書類
    - (2) 工事を施行する権原を取得したことを証する書類
    - (3) 工事の施行状況に関する書類
    - (4) 開発区域位置図
  - 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 13 号様式（開発登録簿の調書）（第 17 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）  
 開 発 登 録 簿

No.

(調書)

市町名		番号	
-----	--	----	--

開発許可 (協議)	許可(協議)番号	第	号	許可を受けた者 (協議をした者)	住所	
	許可(協議)年月日	年	月		日	氏名
承 継	承認番号	第	号	承継人	住所	
	承認年月日	年	月		日	氏名
当初許可 (協議)	開発区域に含まれる地域の名称					
	開発区域の総面積			工区面積		
	工 区 数	工区				
	予定建築物の用途				区域・地域等	
	都市計画法第 41 条の規定による制限の内容					
	工 事 施 行 者	住 所			氏 名	
変更の許可 (協議)	変更の許可(協議)番号	変更の許可(協議)年月日			変 更 の 内 容	
変更の届出	変 更 の 届 出 年 月 日				届 出 の 内 容	
工事完了検査	工 区 名	検査済証番号	検査済証交付年月日	工事完了公告年月日	摘要（公共施設のみの場合、その名称）	
備考						

備考 都市計画法第 41 条第 2 項ただし書（法第 34 条の 2 第 2 項及び法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可又は同条第 2 項の規定による協議を行った場合には、許可年月日、許可番号等を備考欄に記入すること。

第 14 号様式（都市計画法による開発許可済みの標識）（第 19 条関係）

← 60cm 以上 →	
都市計画法による開発許可済みの標識	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可した者	
許可を受けた者の住所及び氏名	電話 ( )
工事施行者の住所及び氏名	電話 ( )
開発区域に含まれる地域の名称	
予定建築物の用途	
工事監理者の氏名	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
検査済証交付年月日 及び検査済証番号	年 月 日 第 号
備考 この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、 <span style="float: right;">に備えてある開発登</span> 録簿をごらんください。	

第 14 号様式の 2（都市計画法による建築等許可済みの標識）（第 19 条関係）

← 60cm 以上 →	
都市計画法による建築等許可済みの標識	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可した者	
許可を受けた者の 住所及び氏名	電話 ( )
工事施行者の 住所及び氏名	電話 ( )
建築(建設)に係る 土地の所在	
建築物等の用途	

第 15 号様式（第 20 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）  
 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿  
 （神奈川県 土木事務所長）

申請者 住 所  
 氏 名  
 電話番号 ㊟

建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認を申請したいので、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

建築物等に関する事項	敷地の所在及び地番					
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域	用途地域			
	開発許可等の年月日号及び番号	年 月 日	第 号 ( )	年 月 日	第 号 ( )	
	都市計画法第 41 条による制限の内容					
	建築（建設）計画の概要	開 発 行 為	有 無	開発区域の面積	m <sup>2</sup>	
		用 途		敷地面積	m <sup>2</sup>	
工 事 の 種 別			建 築 面 積 (築造面積)	m <sup>2</sup>		
そ の 他 必 要 事 項						
※						

- 備考 1 建築確認申請書の写しを添えてください。  
 2 ※印の欄には、記入しないでください。  
 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 16 号様式 (第 21 条関係)

(表)

(用紙 縦 6.0 センチメートル 横 8.5 センチメートル)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職
氏 名
年 月 日生
上記の者は、都市計画法第 82 条第 1 項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。
年 月 日
神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 印

(裏)

都 市 計 画 法 (抜粋)
第 82 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。